

● 一括有期事業報告書（建設業）の書き方

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに終了した元請工事が対象となります。
 保険料等の算定は「実支払賃金」で算定する方法と「労務費率」で算定する方法があります。

【実支払賃金で算定】

- 現場ごとに、労働者に支払ったすべての賃金・各種手当・賞与等の総額で算定します。
- 元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金等が対象となりますので、賃金台帳、作業日報、出面等により正確に把握してください。

【労務費率で算定】

- 請負金額に「事業の種類」ごとに定められている「労務費率」を乗じて賃金総額を算定します。

「事業の名称」欄に「施主名」「建物名」のみしか記入されていない報告書が散見されます。必ず「〇〇工事」のように、工事の内容がわかるように記入してください。

請負代金とは別に、支給材の価格相当額、貸与された機械・資材等の賃貸料、損料相当額があれば計上してください。

● 請負金額が1億8千万円以上（税抜）

● 概算保険料額が160万円以上

● 共同経営体

の工事については、単独有期事業として工事ごとに、ご申告ください。

「事業の種類」(「35 建築事業」や「37 その他の建設事業」)ごとに作成してください。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	事業の所在地										事業の種類	請負金額の内訳	賃金総額	
	0	6	1	0	1	9	1	2	3	4				5
〇〇邸新築工事	山形市〇〇町										35 建築事業	請負代金の額 42,000,000	賃金総額 42,000,000	23 9,660,000
〇〇邸増改築工事	東河内市〇〇町											請負代金の額 (5,250,000)	賃金総額 (5,250,000)	賃金で算定 (1,150,000)
(平成30年4月1日以降工事同格分)	(小計)											(5,250,000)	(5,250,000)	(1,150,000)
												42,000,000	42,000,000	9,660,000
事業の種類	35 建築事業										計	(5,250,000)	(5,250,000)	10,810,000
8年4月30日											山形 労働局労働保険特別会計	令和7年度内に終了した工事が対象です。 (令和7年3月31日以前に開始した工事の算入漏れがないようご注意ください。)		

郵便番号(990 - 1234)
電話番号(023 - 456 - 7890)
住所 山形市〇〇町1-2-3
氏名 労働建設(株) 建設本部

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

労働保険番号	事業の所在地										事業の種類	請負金額の内訳	賃金総額	
	0	6	1	0	1	9	1	2	3	4				5
〇〇線災害復旧工事	仙台市〇〇区										37 その他の建設事業	請負代金の額 10,500,000	賃金総額 10,500,000	24 2,520,000
(令和6年3月31日以前工事同格分)	(小計)											10,500,000	10,500,000	2,520,000
〇〇線除雪、他3件	山形市、他											請負代金の額 1,260,000	賃金総額 1,260,000	23 289,800
(令和6年4月1日以降工事同格分)	(小計)											1,260,000	1,260,000	289,800
事業の種類	37 その他の建設事業										計	11,760,000	11,760,000	2,809,800

請負金額500万円未満の小工事は「事業の種類」ごとにまとめて、「〇〇工事他〇件」とご記入ください。